⑷　大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車のうちＥＴＣコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第４条第２項第１号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

㈡　割引率

①　車両単位割引

Ａ　記㈠の自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとの月間利用金額に対し、下表Ａの割引率を適用する。ただし、平成24年１月１日から平成38年３月31日までの間は下表Ｂの割引率を適用する。

Ｂ　平成28年４月１日から平成38年３月31日までの間においては、利用した出入口等に下表Ｃに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表Ｄ左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Ｅの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。

表Ａ

月　間　利　用　金　額	割引率
5,000円以下の部分	0％
5,000円を超え、10,000円までの部分	2％
10,000円を超え、30,000円までの部分	5％
30,000円を超え、50,000円までの部分	8％
50,000円を超える部分	12％

表Ｂ

月　間　利　用　金　額	割引率
5,000円以下の部分	0％
5,000円を超え、10,000円までの部分	10％
10,000円を超え、30,000円までの部分	15％
30,000円を超える部分	20％

表Ｃ

出　入　口　等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表Ｄ

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表Ｅ

月間要件通行利用金額	割引率
10,000円以下の部分	0％
10,000円を超える部分	5％

②　契約単位割引

記㈠に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が５千円を超える場合にあっては、当該利用者の記㈡①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10％の割引率を適用する。

㈢　実施する期間

記㈡②に定める割引は、平成24年１月１日から平成38年３月31日までの間とする。

⑸　都心流入割引については、次のとおりとする。

㈠　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車とする。

㈡　割引を適用する料金距離

下表Ａから下表Ｊまでの左欄に掲げる出入口等と中欄に掲げる出入口等の組合せで通行したときの料金距離が右欄の料金距離を超える場合には、それぞれ右欄に定める料金距離を適用する。

表Ａ

出　入　口　等	出　入　口　等	料金距離
川崎浮島ジャンクション、空港中央、大井	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	17.5km